

今後の市町村議会のあり方について

四 国 部 会 提 出
説 明 担 当 高 松 市

(理由)

国は、今後の市町村議会のあり方について、主として小規模市町村を念頭に、「集中専門型議会」と「多数参画型議会」という二つの新たな議会を自主的に選択できる制度の創設に向けて検討を進めている。

しかし、この二つの新たな議会は、基本的に現行の地方自治法と各市町村が定める条例により多様な対応が可能なものである。これを立法によって、議会権限の限定を含む規制の枠に押し込めることは、自主的な選択を前提とするとはいえ、議会の自主性・自律性を拡大してきたこれまでの政策と相入れない。さらに、地方分権の潮流の中で、累次にわたり議会権限が拡充されてきたこれまでの政策に逆行するものである。

よって、国においては、今後の検討に当たって、特に下記の事項に留意の上、地方自治の第一線の現場である市町村議会の意見を幅広く、かつ真摯に聴取し、出された意見や指摘を重く受けとめ、方針の抜本的な見直しを行うよう強く要望する。

記

1 集中専門型議会について

- (1) 少数の議員によって議会が構成され、専門的な活動を行う議員が首長とともに、市町村の運営に常時注力する方式が構想されているが、市町村長と一体化して議会本来の監視機能を弱め、あるいは逆に激しい対立を招いて意思形成を難しくする構造を生み出し、いずれにせよ二元代表制としての議会と首長の望ましい緊張関係の維持に障害となるのではないか。
- (2) 議会が行政委員会に近似しかねない一方、議会参画員との距離が狭まり過ぎ、かえって多様な民意の集約に向けた議会内の合意形成を難しくしないか。
- (3) 専門議員を想定しながら、民間勤労者を含めた当面の有為な人材の確保策も不明瞭で、生活に困らない年金生活者や資産家・自営業者などの少数議員によって議会が構成され、議会参画員の議事参加で補完するとはいえ議決権

を有しておらず、多様な民意を反映できないおそれがあるのではないか。

- (4) 議員数を少数に限定することにより当選のハードルが上がり、かえって有為な住民が立候補を躊躇してしまうおそれがあるのではないか。
- (5) 集中専門型議会の専門議員のなり手不足対策として、公務員の立候補退職後の復職制度の創設が検討されているが、一有権者として政治活動に参加する場合と異なり、公職である地方議会議員に就任した上での政治活動となるため、公務員の政治的中立が実質的に確保される現実的で実効性ある制度となるのか、十分な検討が必要ではないか。

2 多数参画型議会について

- (1) 議会権限を限定したとしても、議会には数多くの重要な権限が残る一方、議会運営は、従たる職務として非専門的に議会活動を行う議員によって担われるため、議員としての自覚の希薄化とあいまって、執行部への監視機能を初め、議会全体の機能低下を招くのではないか。
- (2) 各市町村の集落や小学校区を単位として選挙区を設ける場合には、議員が自治会や町内会意識にとらわれ、市町村の議員としての自覚が一層希薄化するのではないか。
- (3) 議会権限から契約・財産等に関する案件を除外することと、議員の請負禁止を撤廃することをワンセットにして想定しているが、現行制度でも、すでに契約の締結、財産の取得、または処分に関する議会の権限が限定されているにもかかわらず、さらにこれを議会権限から除外するとすれば、執行部への監視機能が弱まるのではないか。
- (4) 請負禁止は、地方自治体の適正な事務執行と議会運営の公正という行財政運営の基本原則を保障するための制度であり、地方議会議員のなり手不足対策の観点から、議会権限を限定すれば請負禁止を撤廃してよいと簡単に結論できるのか、市町村議会の実情を踏まえて、慎重な検討が必要ではないか。
- (5) 議会の開催を夜間・休日が基本で、平日昼間は年間数日と想定しているが、市町村の行政が複雑化・専門化する中、限られた審議時間で適切な処理が可能なのか、また、兼業議員のためだけでなく、住民のために本当に意義のある現実的な開催方法なのか、既に夜間・休日を中心とした議会運営を導入している先進議会の実態を踏まえて、慎重な検証が必要ではないか。